

ちえのわ指定訪問介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、ちえのわ福祉会株式会社が運営するちえのわ指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある利用者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(指定訪問介護運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名 称 ちえのわ指定訪問介護事業所
所在地 岩手県盛岡市厨川4丁目5番7号
電話 019-648-6077
2. サテライトみたけ
所在地 岩手県盛岡市みたけ1丁目9番48号
電話 019-648-5033
3. サテライト城北
所在地 岩手県盛岡市みたけ3丁目23番36号
電話 019-681-7817
4. サテライトおとなりさん
所在地 岩手県盛岡市厨川4丁目5番36号
電話 019-601-5865

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名 (他事業所兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(※ 管理者がサービス提供等を兼務する場合には、その職種を明記し、「管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護の提供に当たるものとする」とする。)

二 サービス提供責任者 2人 (常勤職員2人)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

三 訪問介護員 10人以上

訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、利用者ご家族の希望により、他の曜日にも柔軟に対応します。

二 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。但し、時間外、深夜、早朝等、本人または家族の希望により相談の上、柔軟に対応させていただきます。

三 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとります。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額または、各保険者が定める第1号事業基準額によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割もしくは3割の額とする。

一 身体介護

二 生活援助

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変・事故、

その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第8条 指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、盛岡市、滝沢市の区域とする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3カ月以内
- 二 継続研修 年2回以上

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との個人情報保護同意の上、雇用契約書の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、ちえのわ福祉会株式会社 代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18 年 8 月 15 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より改正施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日より改正施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 6 日より改正施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より改正施行する。